

信用格付と自己査定の相違点

	信用格付	自己査定
目的	信用リスク管理	償却・引当
位置づけ	国内基準適用金融機関は努力目標	すべての金融機関
基準	自行独自の設定が可能	自己責任原則だが、監査法人・当局のチェックを受ける
利用データ	システム設定項目に限定される	どのような材料も利用可能
評価方法	システムの評価方法に限定される (一定時点の評価)	どのような評価方法も利用可能 (経営改善計画等を踏まえれば将来の評価も可能)

信用格付はどうしても決算書に基づく数値・定量分析にかかるウェイトが高くなりがちで、定性面の分析が十分でないことが多いのです。

中小・零細企業等については、企業の特性に配慮した取扱いが求められており、『金融検査マニュアル』の中で、次のように述べられています。

「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営状況を踏まえて判断する。」

金融庁は、平成14年6月に債務者の経営実態把握の向上に資するため、『金融検査マニュアル』の検証ポイント及び運用例で構成されている『金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）』を公表しました。

*検証ポイント（次のような中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある）

- ①中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすく、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。
- ②自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。
また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。
- ③中小・零細企業に対する融資形態の特徴の一つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。